

別表第六号の二 基幹放送局及びアマチュア局以外の無線局の免許事項証明書等の様式
(第21条の3、第21条の5関係)

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期間	
無線局の目的			運用許容時間
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所又は移動範囲			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。 年 月 日 総務大臣(注1) 印			

短 辺 (日本産業規格A列4番)

- 注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同条に規定する所轄総合通信局長とする。
- 2 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、
「主たる目的：
従たる目的：」
のように記載する。
- 3 国際航海に従事する船舶の船舶局及び船舶地球局並びに国際航空に従事する航空機の航空機局及び航空機地球局に交付する免許状には、無線通信規則第S18条の規定により記載を必要とする事項を英語で併記する。
- 4 免許事項証明書の用紙は、日本産業規格A列4番とする。